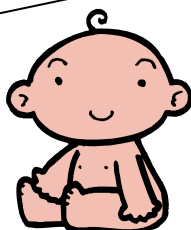
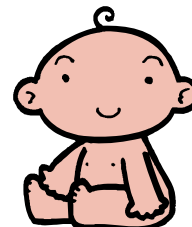


**初めての育児休業取得者が出た！**



そんなときは・・・

**初めての短時間勤務利用者が出た！**



**ぜひ助成金の申請を！**

金額は・・・

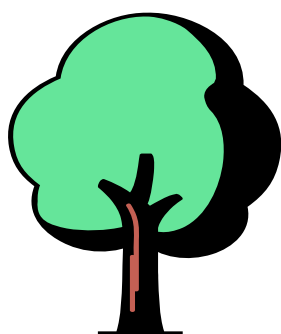
**1人目→100万円**

**2人目～5人目→80万円**

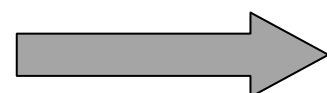
(平成22年4月に改正がありました。詳しくはお問い合わせください)

「中小企業子育て支援助成金」は、初めて育児休業取得者が出た場合、またその後5人目まで事業主さんに対して支給されます。

「両立支援レベルアップ助成金」は、小学3年生修了までのお子さんを養育する従業員さんが短時間勤務制度を利用した場合、事業主さんに対して支給されるものです。



詳しくは、裏面をご覧ください！！





育児休業取得者が出た場合の支給額は・・・

	支 給 額	注 意 事 項
1人目	100万円	
2人目～5人目	80万円	1人目で対象となった従業員さんが出産されても対象となりません。

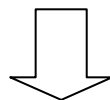


子育て中の短時間勤務者が出た場合の支給額は・・・

	支 給 額	注 意 事 項
1人目	100万円	↑上記の育児休業取得者への助成金（中小企業子育て支援助成金）ほか同類の助成金支給を受けた場合は、対象となりません。詳しくは、お尋ねください。
2人目～5人目	80万円	

上記は、小規模事業主に対する支給額です

- ・対象労働者について、雇用保険の被保険者として一定の期間雇われている等、条件があります。
- ・支給のためには、改正育児・介護休業法に対応した育児休業について、申請前に労働協約または就業規則に規定していること
- ・少なくとも3歳までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を労働協約または就業規則に規定していること



当助成金は、条件・手続きなど少々ややこしくなっています。  
ご面倒なことは、なんでも、



オフィス石野にお任せください！

就業規則の改正から、その後のややこしい助成金申請まで  
まるごとがっちりサポートさせていただきます！！

企業と人のアタマとココロをスッキリさせるお手伝い



オフィス石野

Phone : 052-211-5185

E-mail : info@of-i.jp